

中小企業支援の取り組みを強化

政府は中小企業の経営力強化を後押しするため、相談窓口を拡大・強化し始めた。それが、国が認定する「経営革新等支援機関」。

財務局と経済産業局が税務・金融及び企業財務に関する専門知識やそれに基づく支援実績などを条件に、金融機関、税理士、弁護士などを審査し、認定。認定を受けた各機関は、中小企業の事業計画策定やモニタリング、創業や事業承継、販路開拓、M&Aなど地域の中小企業に向けた支援を強化し、地域経済全体の活性化を図る。

同機関の創設は、昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」によるもの。同法の施行により、認定支援機関を活用した中小企業支援策が増えていく。具体的には、融資・補助金・税制の分野において、これらの支援策が設けられている。例えば、税制分野では、認定支援機関のアドバイスを受けて建物付属設備(1台60万円以上)又は器具備品(1台30万台以上)を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が認められる(資本金3千万円以下の中小企業等に限る)。

税理士等が署名した「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」が提供できるなど、あらかじめ財務状況に関するチェックを受けた中小企業に対し、貸出金利を最大で0.5%引き下げる制度を開始した金融機関もある。

中ノ
中心であった。今回は、多様化・複雑化する経営課題の解決に向けて、より実態に踏み込んだものへと進化したと言えるだろう。経済発展のためには、中小企業の経営改善が無視できなくなっている。支援機関同士の連携も強化し、地域の企業を支援することも期待される。しかし、これらの取り組みはまだ始まつたばかり。経営者と専門家が互いに協力しながら、経営課題の解決に向けた取り組みを行うことで、両者の間に信頼関係が構築されることが望まれる。

税理士 二保俊輔
〒110-0082(03)5712-1111